

戸田公園水草対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 県営戸田公園内の戸田漕艇場の水質を維持しつつ、ボート競技や競艇事業の運営に支障が生じないように、相互の協議により円滑に水草対策を実施するために「戸田公園水草対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、以下の事項について検討を行う。

- (1) 水草対策事業の実施に関すること
- (2) 協議会委員相互の連絡調整に関すること
- (3) その他、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること

(構成)

第3条 協議会は、以下の構成員(以下「委員」という。)により構成する。

- (1) 公園利用者(日本ボート協会、埼玉県ボート協会、埼玉県都市競艇組合、戸田競艇企業団)
- (2) 行政(埼玉県、戸田市)
- (3) 戸田公園指定管理者(公益財団法人埼玉県公園緑地協会)

2 協議会には委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ又は会議以外の場で意見を聞くことができる。

(協議の結果)

第5条 協議会にて協議の整った事項については、協議会として対策を講じ進行管理を行う。

2 各委員は協議の結果を尊重するとともに、各構成団体による対策についても推進するものとする。

(会計)

第6条 協議会の事業実施に必要な費用の負担については、協議会にて決定する。

(監事)

第7条 協議会の会計を監査するため、監事を置く。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、埼玉県都市整備部公園スタジアム課及び戸田公園指定管理者である公益財団法人埼玉県公園緑地協会戸田公園管理事務所が共同して行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し疑義が乗じた場合は、委員協議の上、委員長が別に定める。

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。